

びわこリハビリテーション専門職大学 FD・SDに関する方針

2025年9月1日

最近改定

本学は、教育目的及び理念の実現を目指し、以下に定める方針に基づき、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）活動を推進する。

1. FD・SDの定義

(1) FD

- ①本学におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）は、専門職大学設置基準第36条第2項「学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究」に相当する活動を指す。
- ②FDの実施内容は、以下の3つに大別される。
 - ア) シラバス作成に関すること
 - イ) 授業評価に関すること
 - ウ) テーマを設定したFD研修
- ③FD研修の実施対象は、主として専任教員とする。客員教授、非常勤講師、関係事務職員の参加も歓迎する。
- ④各教員は、学外で行われるFD研修を受講実績に加えることができる。

(2) SD

- ①本学におけるSD（スタッフ・ディベロップメント）は、専門職大学設置基準第36条第1項「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修」に相当する活動を指す。
- ②SDの実施対象は、専任教員・事務職員であり、客員教授及び非常勤講師の参加も歓迎する。研修テーマに応じて本学管理職者、教員、事務職員等の対象者を指定する。
- ③教員・事務職員は、学外で行われる各種研修を受講実績に加えることができる。

2. 実施の主体と計画立案

- ・本学のFD・SD活動は、FD・SD推進委員会（委員長：リハビリテーション学部長）が統括し、年間実施計画を策定する。
- ・FD・SD推進委員会は、策定された年間実施計画の各研修テーマに応じて、関連の委員会・センターに実施担当を割り振り、具体的な計画立案・実施を依頼する。
- ・実施担当の委員会・センターは、各研修の実施後にアンケートを集約して実施の効果等を取りまとめ、自己点検評価及び今後の研修の改善に活用する。

3. FD・SDの主な活動

	取り組み	担当
FD	①シラバス作成要項の作成及び点検	教務委員会・事務センター
	②授業評価アンケートの実施及び集計	FD・SD推進委員会
	③授業公開の実施及びピアレビュー	FD・SD推進委員会
	④テーマを設定したFD研修	FD・SD推進委員会または テーマに応じた担当組織
SD	⑤人権に関する研修（ハラスメント防止、合理的配慮等）	ハラスメント防止委員会 学習支援センター
	⑥研究倫理・科研費に関する研修	研究倫理委員会
	⑦その他のテーマを設定したSD研修 （高等教育情勢、法令改正等）	テーマに応じた担当組織

以上